

おおくま

お知らせ版

2012年4月15日

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場企画調整課
 所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
 電話：フリーダイヤル0120-26-3844(代表)
 E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp
 ブログ大熊町
<http://blog-okuma.jugem.jp/>
 大熊町公式ホームページ臨時サイト
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

総務課

平成24年度当初予算

平成24年度の大熊町一般会計当初予算は、3月に開催された第1回大熊町議会定例会で可決され、歳入歳出総額61億5,000万円と決まりました。

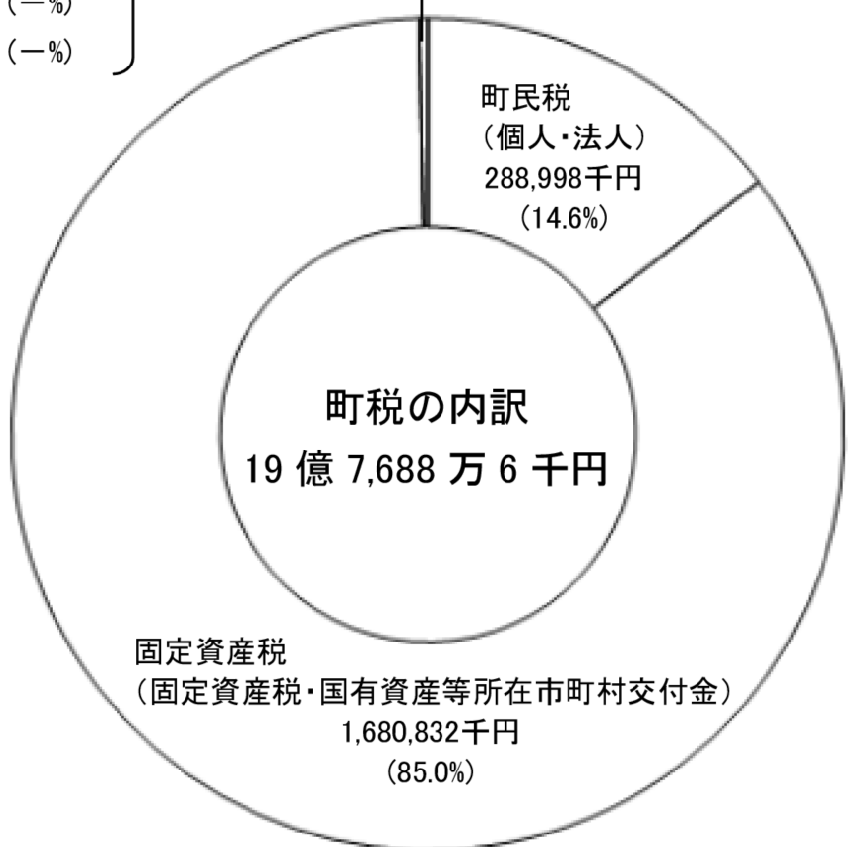
また、特別会計総額は、24億544万円と決まりました。

一般会計	61億5,000万円
特別会計	24億0,544万円

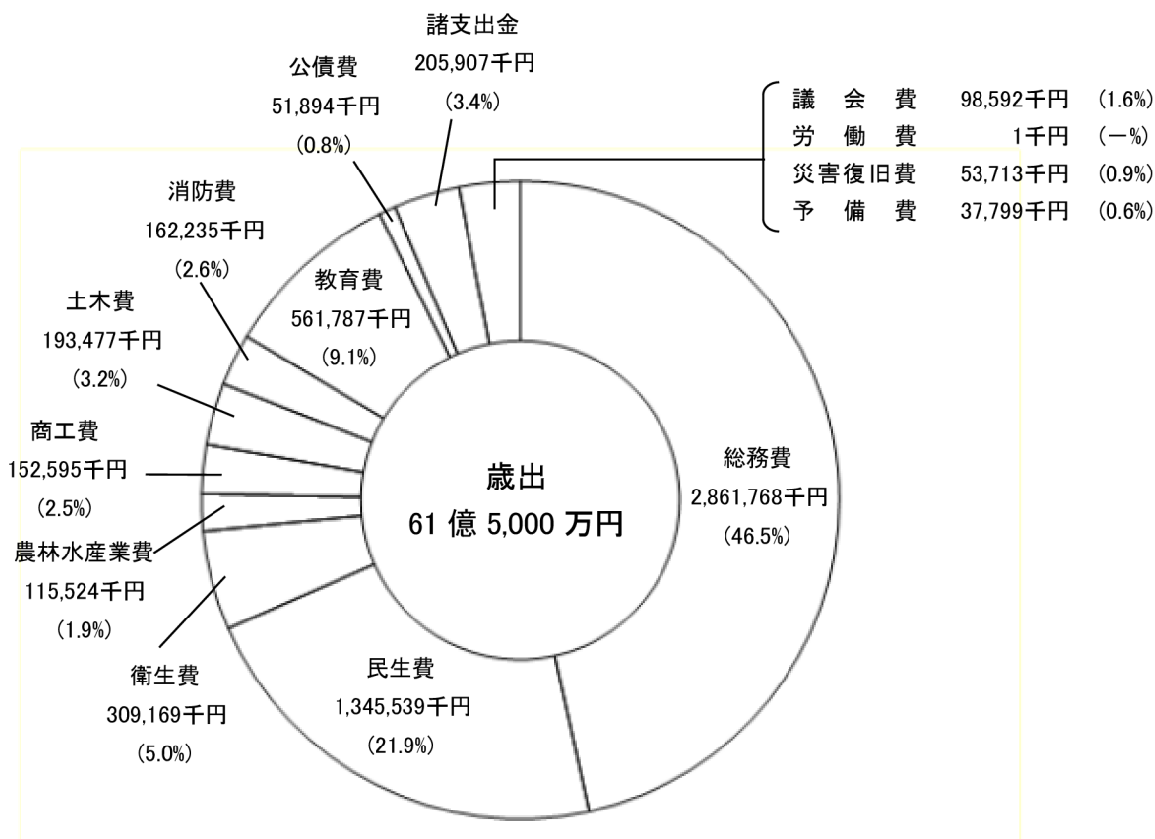
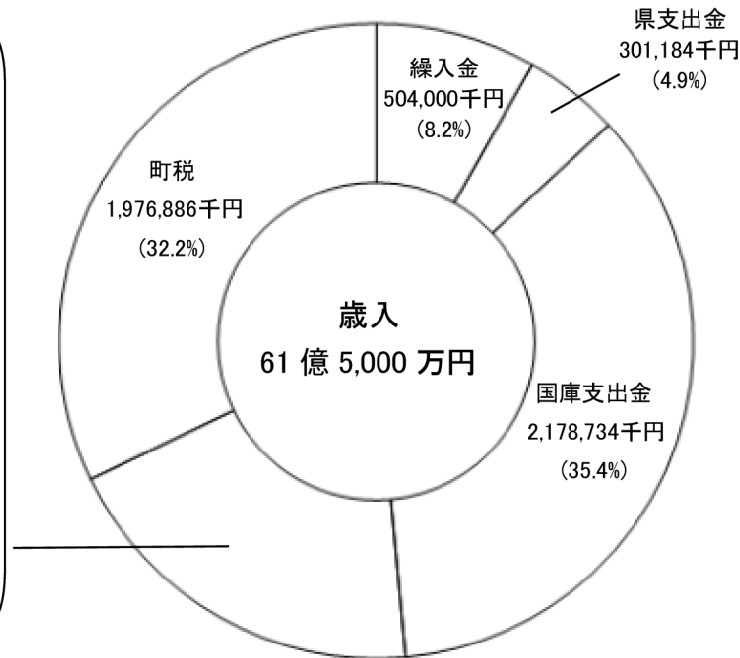
特別会計	単位：千円
○坂下ダム施設管理事業	35,200
○国民健康保険	1,484,729
○奨学資金貸与	29,428
○地域下水道事業	14,188
○特定環境保全公共下水道事業	232
○農業集落排水事業	5,302
○住宅団地造成事業	50
○工業団地造成事業	50
○中央台霊園管理事業	54
○介護保険事業	766,880
○後期高齢者医療	69,325
	2,405,438

【お問い合わせ先】総務課財政係

軽自動車税	7,052千円	(0.4%)
入湯税	1千円	(一%)
特別土地保有税	2千円	(一%)
市町村たばこ税	1千円	(一%)



地方譲与税	71,001千円	(1.2%)
地方消費税交付金	120,000千円	(2.0%)
利子割交付金	3,300千円	(0.1%)
配当割交付金	1,500千円	(-)
株式等譲渡所得割交付金	400千円	(-)
自動車取得税交付	15,000千円	(0.2%)
地方特例交付金	24,900千円	(0.4%)
地方交付税	500,001千円	(8.1%)
交通安全対策特別	1,800千円	(-)
分担金及び負担金	2,390千円	(-)
使用料及び手数料	1,015千円	(-)
財産収入	27,948千円	(0.5%)
寄附金	105千円	(-)
繰越金	1千円	(-)
諸収入	419,833千円	(6.8%)
町債	2千円	(-)



大熊町役場の電話がフリーダイヤルになりました

大熊町役場会津若松出張所およびいわき連絡事務所の電話がフリーダイヤルになりました。無料で通話できますので、役場にご用の際はご利用ください。なお、以前の番号も使用できます。

大熊町役場 会津若松出張所
フリーダイヤル 0120-26-3844 (通常電話0242-26-3844)

大熊町役場 いわき連絡事務所
フリーダイヤル 0120-26-5671 (通常電話0246-36-5671)
※通常電話と市内局番が異なりますのでご注意ください。

町職員人事異動

4月1日付()内は旧任
退職は3月31日付

《出納室》

- ・主査 佐々木崇裕(税務課 主査)

《企画調整課》

- ・主査 石田祐一郎((財)電源地域振興センター)

《税務課》

- ・主幹兼課長補佐兼
徴収係長兼管理係長 吉岡文弘
(税務課 主幹兼課長補佐)
- ・主任主査 成田康郎(企画調整課 主任主査)
- ・主事 山谷絵里(産業課 主事)

《保健センター》

- ・主幹兼所長補佐兼保健衛生係長 高田郁子
(税務課 総括主任兼管理係長)
- ・主任保健師 高橋万紀子
(埼玉県三芳町より派遣)

《生活環境課》

- ・主事 五十嵐研一(産業課 主事)

《産業課》

- ・主事 遠藤友美(保育所 保育士)

《建設課》

- ・主査 永井佳代子(保育所 副主任保育士)

《教育総務課》

- ・課長 吉田 淳(生涯学習課 課長)
- ・主幹兼課長補佐兼総務係長(兼務) 武内 洋
(図書館 主幹兼館長補佐)

《生涯学習課》

- ・課長 阿部 智
(教育総務課 主幹兼課長補佐兼総務係長)

《派遣》

- ・財団法人電源地域振興センター 中藤博之
(出納室 主査)

《退職》

- ・保健センター
主幹兼所長補佐兼保健衛生係長 佐藤あき子
- ・熊町児童館 総括主任 渡部千恵子
- ・教育総務課 課長 吉田利孝
- ・スポーツ振興課 主幹兼課長補佐 松崎政教
- ・大熊中学校 主任給食員 熊川秀子

税 務 課

平成24年度軽自動車税の課税について

平成24年4月1日(賦課期日)現在、使用していた車両について、次の日程で課税を実施します。

◆納税通知書の発付日 平成24年4月16日(月)

◆納期限 平成24年5月1日(火)

※都合により口座振替が利用できません。指定金融機関及びコンビニエンスストアで納めてください。

※平成24年4月1日(賦課期日)現在警戒区域内にあり使用できなかった車両は、「軽自動車税車両確認書兼減免申請書」の提出により平成24年度分の軽自動車税が減免されます。納税通知書と一緒に「軽自動車税車両確認書兼減免申請書」をお送りしますので、該当する方は申請をしてください。

※身体に障がいがあり歩行が困難な方で、身体障害者手帳等をお持ちの方は減免の申請をしてください。

○納税証明書について

※平成24年度分が課税される方

納税通知書に納税証明書欄がありますので、コンビニ等でお支払い後、領収印が押印されたものが証明書となりますので、無くさないで下さい。

※平成24年度分が減免される方

減免申請書を提出後、減免決定されてから発行可能となりますので、必要な方は下記により税務課まで請求してください。

○納税証明書の郵便請求の方法

車検証の写しに「継続検査用納税証明書請求」と記入し、返信用封筒を同封のうえ、税務課に請求してください。

【お問い合わせ先】 税務課

保健センター

総合健診のお知らせ

今年度の町の総合健診は、10月末～11月にいわき市、会津若松市、郡山市を会場に予定しています。県外においては、日本予防医学協会を通じて実施予定です。

詳細については、今後、意向調査を実施しますので、お待ちください。

なお、避難先の市区町村にて4月・5月中に受ける希望がある場合は、保健センターまでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 保健センター

住 民 課

原子力災害に伴う国民年金保険料特例免除の申請期限延長について

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。平成23年2月分から平成24年6月分の保険料が対象となります。

この期間の申請の締め切りが平成24年3月末日までとなっておりますが、申請期限が延長され平成24年6月末日までとなりました。申請を希望される方で、まだこの期間の保険料の免除申請をお済みでない方は、期限までに申請手続きを行ってください。すでに免除申請がお済みの方は再度申請する必要はありません。

なお、学生納付特例申請は延長の対象となりません。

申請手続きは役場住民課窓口や郵送でのお手続き、最寄りの年金事務所でも手続きが可能です。

●国民年金基金に加入されている方へ

国民年金基金に加入されている方については、免除申請が承認されますと、国民年金基金を脱退することになりますのでご注意ください。詳しくは国民年金基金へお問い合わせください。

●平成24年度分の申請について

平成24年度分(平成24年7月分以降)の保険料の免除については詳細がわかり次第お知らせいたします。

●免除が承認された期間の年金額について

免除申請承認期間の年金額は、保険料を納付した場合の年金額の2分の1で計算されます。

●追納について

免除申請承認期間は、10年以内であれば、後から保険料を納付(追納)することができます。ただし、承認された期間から3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた年金額が上乘せされます。

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所 住民課国保年金係
電話 0242-26-3844(代表)

福 島 市

福島市へ避難されている皆さんへ

～「暮らし」を応援します～

震災により福島市へ避難されている皆さんが、普段と同じ「暮らし」ができるように、また故郷に元気になることができるように、市では皆さんの「暮らし」を応援します。困った事や希望する事があれば、各窓口へご連絡ください。

◆安全・安心な「暮らし」

ごみの収集(*1)や、救急・消防体制(*2)、防犯体制(*3)などを充実し、安全・安心な「暮らし」ができるよう応援します。

◆人にやさしい「暮らし」

《高齢者への生活支援》

75歳以上のバス無料化(*4)や、ふれあい訪問収集(*5)、各種高齢者生活支援事業(*6)などを通し、高齢者の皆さんを応援します。

《子育て支援》

乳幼児健診(*7)や育児相談、ファミリーサポート事業の他、子育て支援センターなど(*8)の利用により子育てを応援します。

◆生き生きとした「暮らし」

各種保健事業(*9)への参加や、各地区学習センターの施設利用・各種教室の参加などにより、生き生きとした「暮らし」を応援します。

【お問い合わせ先】

福島市役所総務課 電話 024-525-3701

◎各支援窓口の問い合わせ先

- | | |
|----------|-----------------|
| *1 清掃管理課 | 電話 024-525-3744 |
| *2 消防本部 | 電話 024-534-0119 |
| *3 生活課 | 電話 024-525-3787 |
| *4 交通政策課 | 電話 024-525-3762 |
| *5 清掃管理課 | 電話 024-544-0910 |
| *6 長寿福祉課 | 電話 024-525-7657 |
| *7 健康福祉課 | 電話 024-525-7671 |
| *8 児童福祉課 | 電話 024-525-3767 |
| *9 健康推進課 | 電話 024-525-7680 |

いわき市

いわき市立図書館および移動図書館「いわき号」「しおかぜ」の利用について

いわき市立図書館では、東日本大震災および福島第一原発の事故等により、避難のために市内に居住している方々にも、いわき市立図書館利用カードを発行し、図書館サービスを提供しています。

◆資料の貸出

- 図書館(いわき総合、小名浜、勿来、常磐、内郷、四倉図書館)

貸出冊数：図書15冊まで(市内各図書館合計)

視聴覚資料2点まで(CD・DVD・ビデオ)

貸出期間：14日間

- 移動図書館図書(いわき号、しおかぜ)

貸出冊数：図書30冊まで(図書館の貸出とは別に借りられます)

貸出期間：次の巡回日までの約1カ月間

◆その他のサービス

- 視聴覚資料(CD・DVD・ビデオ)の視聴(いわき総合図書館に限る)
- インターネット検索
- 公民館貸出
予約資料に限り、市内の公民館、大学・高専図書館から受け取り可能
- 視覚障害者サービス
録音・点字図書の貸出、対面朗読
- 資料展、講演会、講習会等の開催

※図書館利用カード交付申請時には、本人確認のため免許証等(健康保険証や学生証も可)が必要となります。

【お問い合わせ先】

いわき総合図書館 情報資料係

電話 0246-22-5552

東北財務局

ふくしま復興応援・金融説明会を開催します

東北財務局福島財務事務所と福島県および県内の金融機関有志で構成する「福島県震災復興金融協議会」では、事業の継続・再開を目指す企業・個人等の過大な債務の負担軽減等のための施策を広く知っていただくため、県内9カ所で各制度の説明会と個別相談会を開催します。

※参加費無料

◎テーマ

◆福島県における金融支援策について

◆二重債務問題に関する支援措置等について

- 福島県産業復興相談センター等の支援について
- 東日本大震災事業者再生支援機構の支援について
- 個人債務者の私的整理ガイドラインについて

開催地	日時	会場・定員
いわき市	4月17日(火) 13:00~15:00	いわきら・ら・ミュウ 定員：200名
須賀川市	4月19日(木) 9:30~11:00	須賀川市産業会館 定員：150名
白河市	4月19日(木) 14:00~15:30	白河市立図書館 定員：200名
郡山市	4月24日(火) 10:00~11:30	安積総合学習センター 定員：140名
二本松市	5月8日(火) 13:30~15:00	二本松商工会議所 定員：150名
相馬市	5月11日(金) 13:30~15:00	相馬商工会議所 定員：100名
会津若松市	5月15日(火) 13:30~15:00	会津若松商工会議所 定員：100名
南相馬市	5月17日(木) 13:30~15:00	原町商工会議所 定員：100名
福島市	5月18日(金) 13:30~15:00	県庁西庁舎講堂 定員：100名

【お問い合わせ先】

東北財務局福島財務事務所理財課

電話 024-535-0303

住宅金融支援機構

福島復興再生特別措置法における災害復興住宅融資の対象拡大のお知らせ

住宅金融公庫では、災害からの早期復興を支援するため、災害により住宅に被害を受けた方に対する災害復興住宅融資(住宅の建設・購入の場合、当初5年間の金利0%など)を実施しています。

このたび、福島復興再生特別措置法の施行に伴い、原子力発電所の事故による避難指示区域内にお住まいになっていた方は、り災証明書(地方公共団体が現地調査等により被害状況を確認し、り災住宅の被害程度について証明したものが交付されない場合も災害復興住宅融資を利用できるようになりました。

なお、災害復興住宅融資の概要は、住宅金融支援機構のホームページに掲載していますのでご覧ください。

【お問い合わせ先】

住宅金融支援機構(災害ダイヤル)

フリーダイヤル 0120-086-353

http://www.jhf.go.jp/shinsai/topics_20120224.html

JAふたば

JAふたばからのお知らせ

JAふたばでは、第14回通常総代会を開催します。そのため、下記日程により地区別座談会を開催しますので、最寄りの開催場所にご出席ください。

地区名	開催日時	開催場所
郡山	5月9日(水) 午後2時	福島県農業総合センター 郡山市日和田町高倉字 下道中116
会津	5月10日(木) 午後2時	会津若松市文化センター 会津若松市城東町14-52
広野	5月15日(火) 午後1時30分	JAふたば広野支店 広野町下北迫字苗代替 1-1
川内	5月15日(火) 午後1時30分	JAふたば川内店 川内村上川内字町分106
いわき	5月16日(水) 午後2時	いわき産業創造館 (ラトブ6F) いわき市平字田町120
福島	5月17日(木) 午後2時	パルせいざか 福島市飯坂町字筑前 27-1

【お問い合わせ先】

JAふたば総務部 電話 024-554-3095

原子力損害賠償支援機構

無料個別相談会開催のご案内

東電の賠償に関する疑問について、お気軽に弁護士にご相談ください。

●予約受付専用ダイヤル

フリーダイヤル 0120-330-540

受付時間 9:00~17:00(土日祝日も受付)

◆福島県内(開催時刻:10:00~18:00)

場所		相談日
郡山市	原子力損害賠償支援機構 福島事務所	毎週 月水金土日 4/29. 30. 5/3. 4. 5
福島市	コラッセふくしま	毎週 火土 5/5
会津若松市	会津労働福祉会館	4/19. 28 5/3. 12. 17. 26. 31
いわき市	いわき市文化センター	毎週 水金日 (4/15. 5/20を除く) 4/29. 5/4

◆山形県内(開催時刻:10:00~18:00)

場所		相談日
米沢市	米沢市置賜総合文化センター	4/27. 28. 5/18. 19
山形市	山形市総合スポーツセンター	お問い合わせください

◆新潟県内(開催時刻:10:00~16:00)

場所		相談日
新潟市	新潟市東区プラザ	講義室1 4/20. 21. 5/26 講義室3 5/25
新発田市	新発田市生涯学習センター	研修室1 4/20. 21 研修室2 5/25. 26
柏崎市	柏崎市産業文化会館	5/11. 12
長岡市	長岡市立劇場	5/11. 12 5/12のみ10:00~12:00

◆茨城県内(各会場の予約電話番号へおかけください)

場所		相談日
水戸市	水戸相談センター (茨城県弁護士会館) 予約電話番号029-227-1133 (13:00~16:00)	毎週 月~金 (祝日等除く) 13:00~16:00
土浦市	土浦相談センター 予約電話番号029-875-3349 (9:00~17:00)	毎週 月 13:00~16:00

●行政書士による賠償請求電話無料情報提供

フリーダイヤル 0120-013-814

受付時間:10:00~17:00 土日祝日も受付

福島県青年司法書士協議会による
原発賠償金請求Q & A
～東電の3回目請求対応版～

Q1

3回目の請求書が送られてきている人と送られていない人がいるのはなぜですか？

A1

1回目、2回目の東京電力への請求で合意していた方にのみ、3回目の請求書は送られてきています。3回目の請求書は、一定額を超えなければ、明細や証明書類の提出が不要とされ、チェック方式による記入箇所が増えているため、過去の請求時の状況と変更がなければ、以前よりも作成が簡単になっています。

Q2

3回目の請求書では、領収書が無くても支払ってくれるのですか？

A2

3回目の請求書では、1回目、2回目に合意している請求内容から、一定の上限金額を定めています。その上限金額を超えない場合には明細や証明書類は不要としています。例えば、避難・帰宅費用や一時立入費用、生命・身体的損害などの「実費」の項目では、2回目(平成23年9月1日から平成23年11月30日まで)として合意した額を上限として証明書類を不要としています。

「その他」の項目では、1回目と2回目(平成23年3月11日～平成23年11月30日まで)の9カ月分の合計額から3カ月分の平均額を算出し、平均実績として定め、証明書類を不要としています。(ただし、30万円が上限)

Q3

過去の実績で定められた上限金額を超えた支出があるのですが。

A3

実績で定められた上限金額を超える場合は、従前のように証明書類を添付すれば、負担した額を請求できるようになっています。

Q4

「その他」の項目で、3回目の請求では同じ1万円を負担した友人ともらえる金額が違うのはなぜですか？

A4

今回の請求では、過去の実績を基準に、0%、25%、50%、75%、100%に相当する額が記入されています。例えば、過去の実績額が30万円の方の場合では、その他に該当する今回の請求金額が1万円だった場合、25%(7万5千円)以下に該当するため、7万5千円が支払われることとなりますが、過去の実績額が10万円の方の場合には、今回の請求金額が同じ1万円でも、25%(2万5千円)以下に該当するため、2万5千円の支払いになります。過去の合意した額で3回目の金額に影響が出てきますので、1,2回目の請求で合意した内容に請求漏れがあった場合には、1,2回目の追加の請求を行い正しい実績で、3回目の請求が出来るようにしましょう。

Q5

避難中親戚宅へお世話になり謝礼を渡しましたが、1回目、2回目の東京電力の請求書で請求しても賠償されませんでした。あきらめたほうがよいのでしょうか？

A5

東京電力は3回目の請求書様式で、知人や親戚宅へ避難した宿泊費の賠償を領収書が無くても認めるとしました。ただし1日2,000円を目安とし、1カ月6万円という上限が設けられています。また、その期間も平成23年3月11日から同年11月30日までの間に宿泊した方に限定されています。

Q6

避難等対象区域から自主避難賠償対象区域に避難した場合の追加賠償が認められたと聞きましたが、誰でも対象になるのですか？

A6

例えば、避難等対象区域である大熊町等に住んでいた方が、平成23年4月23日から平成23年12月31までの間に、自主避難賠償対象区域とされる福島市やいわき市に避難したような場合で、妊婦や18歳以下の方を対象に、3回目の請求書で1人40万円の追加賠償請求ができるようになりました。同じく、伊達市

の特定避難勧奨地点に住んでいた方が、平成23年4月23日から平成23年12月31日までの間に、自主避難賠償対象区域とされる福島市やいわき市に避難した場合は、妊婦や18歳以下を対象に1人40万円の追加賠償請求ができるようになり、それ以外の方は1人8万円を追加賠償請求できるようになりました。

Q7

3回目の請求書の合意・ご署名欄に署名すると合意したことになるのですか？

A7

今回は請求書が合意書を兼ねており、過去に合意した時と世帯構成などに変更が無い場合には、3回目の請求書に従って自分で計算した額を記入して署名すると、合意したことになり、登録されている口座に入金されるようです。内容を良く確認してから署名するようにしましょう。

Q8

1回目(又は2回目)の合意書が送られてきましたが、請求した金額よりも大幅に低い金額になってしまっていました。それでも合意書を送らなければならないのでしょうか？

A8

必ず東京電力に電話をして、どの項目がどんな理由で減額されたのか確かめてください。そうでなければ合意するかしないかの判断ができませんし、担当者の計算ミスや勘違いもあるかもしれません。また、後日紛争解決センターや訴訟で争う際の証拠資料とするためにも、文書で回答することを求めるようにしましょう。

Q9

東京電力による自動車の賠償が始まったと聞きますが、どんな基準ですか？

A9

今回始まった東京電力による自動車の賠償は、あくまで放射線量が高かったり、エンジントラブルが発生したりしたために、警戒区域から持ち出せなかった車が対象です。特例抹消登録手続きが済んだ車であることが条件で、賠償額は昨年3月11日時点での価格によるようです。

Q10

避難区域の見直しが行われると、土地や建物の賠償はどうなりますか？

A10

東京電力では平成24年4月中を目途に土地や建物の賠償基準を示すとしています。報道等では帰還困難区域の不動産は事故前の時価相当額で、他の区域では不動産の価値の減少分を賠償すると言われていますが、具体的な賠償内容は公表されていません。

Q11

今年(平成24年)の8月末で賠償が打ち切られると聞いたのですが。

A11

平成23年9月末で解除になった旧緊急時避難準備区域については、対象となっている福島県5市町村(広野町、楡葉町、川内村、田村市、南相馬市)の住民の避難や精神的苦痛に対する賠償を、原則として今年(平成24年)の8月末で打ち切るとされています。他の地域についてはまだ決まっていますが、指定区域の見直しに伴って終期が順次決められていくと思われるようです。

Q12

避難中に亡くなった家族の分の東電の請求書による請求はどう手続きすればよいのでしょうか？

A12

東電に請求する権利を誰が相続するのかについて、まず相続人間で遺産分割協議をする必要があります。亡くなった方の東京電力の請求書による請求は、避難からご存命だった日までの損害分を、相続人の代表者が請求書に記載して請求していくこととなります。遺産分割協議書等の相続関係書類が必要になりますので法律専門家にご相談ください。

Q13

警戒区域内の不動産が亡くなった祖父の名義になったままですが、何か問題になることはありますか？

A13

今後、避難区域の見直しを受けて不動産の賠償が始まることとなりますが、その際には必ず相続人の確定が必要となります。相続登記に期限はありませんが、今後の賠償手続きのためにも早期に相続登記をすることをお勧めします。

Q14

紛争解決センターへの和解仲介手続を利用した場合、解決するまで賠償金が支払われないのでしょうか？

A14

紛争解決センターへの手続の中で一部先行し支払を求めていくこともできますが、東京電力では現在のところこれに依拠していないため、解決するまで賠償金が支払われていないのが現状です。

Q15

周囲で弁護士による紛争解決センターへの集団申立ての動きがあり、参加しようかどうか悩んでいます。

A15

当面の生活資金のこともありますので、まずは東京電力の請求書の内容を把握し、納得できない場合は、紛争解決センターへの集団申立て弁護団の参加を検討するようにしてください。また、納得できる部分だけ合意し、納得できない部分のみ紛争解決センターへの和解仲介手続を取ることもできます。現在いくつかの弁護士が結成されています。参加する場合はあらかじめ団体の説明をよく聞き、手続きにかかる費用などを把握した上で参加してください。

Q16

生活資金が必要だったために、避難生活等による精神的損害部分について、納得はできませんでしたが東電の請求書を出して合意してしまいました。例えば今後、他の人が紛争解決センター等での解決によって、避難生活等による精神的損害の金額が上がっても、もう追加の請求できないのでしょうか？

A16

今後紛争解決センターや訴訟によって実例が多く出るようになり、その額が一般的な基準となれば、改めて請求できるようになるかもしれませんが、いずれにせよ合意する場合は慎重に判断するようにしましょう。

Q17

事故後に職を失ったため、転職しました。その収入は減額されてしまうのですか？

A17

平成24年3月16日に開催された原子力損害賠償紛争審査会で、新たな指針が公表されました。その中で、転職や臨時の就労によって得られた収入が、特別の努力と認められる場合には、損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が求められるとされましたので、一定程度差し引かれない対応がなされると思われまます。

最後に

原子力損害賠償紛争審査会で、新たな指針が公表されましたし、政府は区域の見直しをしております。また、東京電力の新たな賠償基準は4月頃公表されるようなので、次回の請求様式も、また変更になると思われまます。被害に遭われた方々のために、今後も情報提供を続けていきます。

福島県青年司法書士協議会

賠償・支援相談窓口を開設しています

大熊町では、原発賠償補償金の請求手続きなどの相談ができる「賠償・支援相談窓口」を、福島県司法書士会の協力を得て、大熊町役場会津若松出張所内に開設しています。

窓口では、賠償以外にも、相続・借地・借家のトラブル、借金の支払いや二重ローン問題、会社関係などの相談もできますのでご利用ください。

◆相談日

毎週 火曜日・木曜日 午後1時～4時

◆場 所

大熊町役場会津若松出張所 企画調整課内

◆相談料

無 料

◆協 力

福島県司法書士会会津支部

【お問い合わせ先】 企画調整課

全国大会出場を報告 一雙葉高校 大和田むつみさん・石井葉月さん

あらかると



3月20日に日本武道館で開催される第34回全国高等学校柔道選手権大会団体の部出場を決めた双葉高校2年の大和田むつみさん(小入野)と石井葉月さん(小入野)、柔道部の山岡邦秋監督が、3月15日、町長室を訪れ、全国大会出場を報告しました。

二人は12月9日に会津総合体育館で行われた県の予選会で優勝し、全国大会の切符を手に入れました。

苦しい避難生活の中での出場に、渡辺町長も「明るい話題に元気をもらえる」と喜んでいました。

町民掲示板

ミニバスケットボールを通じての絆

先日、3月24、25日に横浜市南区でミニバスケットボール6年生を送る交流大会を行いました。交流大会に繋がった経緯は、大熊ミニバス所属の児童が横浜市南区へ避難し、避難先でもバスケットを続けたいと地区の永田台ビーバーズへ入団したことでした。

例年だと2月に大熊ミニバス主催で行っていた大熊杯が6年生にとってミニバス最後の試合となっていました。震災の影響で大熊杯を行うことが出来ませんでした。

その話を聞いた永田台ビーバーズの藤原監督はじめスタッフの皆さん保護者の方々のご厚意により「6年生に最後の試合を」と交流大会が開催されました。

まともな活動が出来なかった1年でしたが、最後に子供達が集まり笑顔で6年生を送り出せたこと、そして、参加チームの皆さんより義援金を頂いたことに感謝しています。

バスケットボールスポーツ少年団 吉岡



茨城県で大熊町民コミュニティの会合が開かれました

3月24日(土)に水戸市の茨城県産業会館で、大熊町民コミュニティの会合が開かれました。

会合では、組織の名称を「我ら故郷、大熊町を創新する『積小為大の会』」と命名し、活動を開始することになりました。

仰々しい名称ですが、「積小為大」は二宮尊徳の名言で、尊徳ゆかりの大熊町がモットーにしている言葉からも、私たちの想いの実現にふさわしいと考えます。

当日は、町議会議員からの経過説明と、参加者から活発な意見が出されるとともに、法テラス茨城による法律相談、そして茨城NPOセンター・コモンズから被災者支援の取り組みなどが紹介され、大変勇気づけられました。

また、読売新聞茨城版を通じて茨城県内の多くの皆様に認知されることになりました。

次回開催

- ◆日時：4月22日(日) 9:00~12:30
 - ◆場所：社団法人茨城県産業会館(水戸市桜川2-2-35)
 - ◆内容：町議会議員との懇談および法律相談
- 【お問い合わせ・連絡先】
野田 朋弘(日立市) 電話 090-8423-5608

